

<p style="text-align: center;"><b>現行定款</b> ①</p>	<p style="text-align: center;"><b>定款変更の案</b> ②</p>
<p style="text-align: center;">社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会 定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会といい、外国に対しては <b>The Operations Research Society of Japan</b> という。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、事務所を東京都文京区弥生2丁目4番16号学会センタービル内におく。</p> <p>(支部) 第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第4条 この法人は、オペレーションズ・リサーチの研究および応用を促進し、会員相互および海外との情報交換はかるとともに、オペレーションズ・リサーチ・ワーカーの職業的能力の向上と、その権威の確立をはかり、オペレーションズ・リサーチの進歩と発達に貢献することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 1) 研究発表会および講演会の開催 2) 学会誌、研究報告書その他資料の刊行 3) 内外の関連学協会との連絡および協力 4) 研究および調査 5) 研究の奨励および研究業績の表彰 6) その他目的を達成するために必要な事業</p>	<p style="text-align: center;">公益社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会 定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この法人は、公益社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。</p> <p>(支部) 第3条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第4条 この法人は、オペレーションズ・リサーチの研究および応用を促進し、オペレーションズ・リサーチの進歩と発達を通じて、文化と産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 研究発表会および講演会の開催 (2) 学会誌、研究報告書その他資料の刊行 (3) 内外の関連学協会との連絡および協力 (4) 研究および調査 (5) 研究の奨励および研究業績の表彰 (6) その他目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。</p>

## 第3章 会員

(会費の種類、会費)

第6条 この法人の会員の種別を次の通りとする。

- 1) 正会員 オペレーションズ・リサーチの研究または実施に関心を持つ個人で、別に定める会費を納める者とする。
- 2) 学生会員 オペレーションズ・リサーチの研修に努めている学生で、別に定める会費を納める者とする。学生は卒業と同時に自動的に正会員となる。
- 3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を後援し、別に定める会費一口以上を納める個人、法人および団体とする。
- 4) 名誉会員 この法人に功労のあった者および広くオペレーションズ・リサーチ学会に関連ある分野における学識経験者で理事会の推薦にもとづき総会の承認を経たものとする。名誉会員は会費を納めることを必要としない。

(会員の権利)

第9条 会員は、この法人が刊行する機関誌および資料の優先的配布を受けることができる。

(会員の権利)

第10条 正会員および名誉会員は前条の権利のほか、以下の権利を有する。

- 1) 役員および代議員の選挙権および被選挙権
- 2) 総会に出席して、意見を述べること

(代議員)

第20条 この法人に代議員をおく。

- 2 代議員の定数は50名以上70名以内とする。
- 3 代議員は総会において、正会員または名誉会員の中から選任する。
- 4 代議員は役員を兼ねることはできない。
- 5 代議員は、会員を代表し、総会を通じて会務の運営に参加する。

(民法上の社員)

第21条 役員および代議員をもって、民法上の社員とする。

(代議員の任期、欠員補充、解任および報酬)

第23条 代議員の任期は、2年とし、重任を妨げない。

- 2 欠員または増員により選任された代議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 オペレーションズ・リサーチの研究または実施に関心を持つ個人。
- (2) 学生会員 オペレーションズ・リサーチの研修に努めている学生。
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を後援する個人、法人および団体。
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者および広くオペレーションズ・リサーチ学会に関連ある分野における学識経験者。理事会の推薦にもとづき総会の承認を経たもの。

2 この法人の社員は、概ね正会員及び名誉会員50人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。

3 代議員を選出するため、正会員及び名誉会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員及び名誉会員の中から選ばれることを要する。正会員及び名誉会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員及び名誉会員は他の正会員及び名誉会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

10 正会員及び名誉会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行

<p>3 代議員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行なう。</p> <p>4 代議員が次の各号の一つに該当するときは理事現在数および社員現在数の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。</p> <p>i 心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認められたとき</p> <p>ii 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があるとき</p> <p>5 代議員の報酬は無報酬とする。</p> <p>(入会申し込み)</p> <p>第7条 会員になろうとする者は、別に定める入会金に会費を添えて入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(入会申し込み)</p> <p>第8条 通信先が外国の者の入会金および会費については、細則で定める。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第12条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出し、理事会の承認を受けるものとする。</p> <p>(資格の喪失)</p> <p>第13条 会員が次の号の一つに該当するときは、理事会の議決により、会長が除名することができる。</p> <p>1) 会費を1年以上滞納したとき</p> <p>2) この法人の会員としての義務に違反したとき</p> <p>3) この法人の名誉を傷つけまたはこの法人の目的に反する行為のあったとき</p>	<p>使することができる。</p> <p>(1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)</p> <p>(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)</p> <p>(3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)</p> <p>(4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)</p> <p>(5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)</p> <p>(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)</p> <p>(7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)</p> <p>(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)</p> <p>11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員及び名誉会員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>(会員の資格の取得)</p> <p>第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>(経費の負担)</p> <p>第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。</p> <p>(任意退会)</p> <p>第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款その他の規則に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>
---	---

<p>(資格の喪失)</p> <p>第11条 会員は次の事由によって資格を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 退会</li><li>2) 死亡、失踪宣告または法人である会員が解散したとき</li><li>3) 除名</li></ol>
<p>(資格の喪失)</p> <p>第14条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 会議</p>
<p>(会議の種類)</p> <p>第25条 この法人の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。</p> <p>2 総会は役員および代議員をもって構成する。</p>
<p>(総会の審議事項)</p> <p>第32条 次の事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>i 事業計画および収支予算</li><li>ii 事業報告および収支決算</li><li>iii 財産目録、貸借対照表および正味財産増減計算書</li><li>iv その他理事会において必要と認めた事項</li><li>v 社員現在数の5分の1以上からあらかじめ議題として提出された事項</li></ol>
<p>(総会の招集)</p> <p>第29条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 理事会または監事が必要と認めたときは、会長はいつでも臨時総会を招集することができる。</li><li>3 会長は社員現在数の5分の1以上から会議に付すべき事項を示して要求があったときには、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。</li></ol>

<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。</li><li>(2) 総代議員が同意したとき。</li><li>(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。</li></ol>
<p style="text-align: center;">第4章 総会</p>
<p>(構成)</p> <p>第12条 総会は、すべての代議員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p>
<p>(権限)</p> <p>第13条 総会は、次の事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 会員の除名</li><li>(2) 理事及び監事の選任又は解任</li><li>(3) 理事及び監事の報酬等の額</li><li>(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認</li><li>(5) 定款の変更</li><li>(6) 解散及び残余財産の処分</li><li>(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</li></ol>
<p>(開催)</p> <p>第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。</p>

第31条 総会の招集は少なくともその10日以前にその会議に付すべき事項、日時および場所を記載した書面または会誌の公告によって通知する。

(総会の議長)

第30条 通常総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議の都度出席者の互選で定める。

(総会の定足数)

第33条 総会は、社員現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決をすることはできない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面をもって意思を表示した者および他の社員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

第34条 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合のほか、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第35条 総会の議事の要領および議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録の作成)

第36条 総会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名捺印の上これを保存する。

#### 第4章 役員、代議員および職員

(役員の種類)

第15条 この法人に、次の役員をおく。

- 1) 理事 12名以上18名以内(うち会長1名、副会長2ないし3名)
- 2) 監事 2名

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代議員より選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上18名以内
- (2) 監事 2名以内

<p>(役員を選出)</p> <p>第16条 会長、理事および監事については、個人正会員または名誉会員の中から別に定める方法によって選任し、総会において承認を受けるものとする。</p> <p>2 理事および監事は互いに兼任することはできない。</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第17条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。</p> <p>第18条 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、総会の決議事項以外の事項を決議し執行する。</p> <p>(理事会)</p> <p>1 理事会は、年2回会長が招集する。ただし、会長または監事が必要と認めるとき、または理事現在数の2分の1以上から、会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求された場合には、30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>2 理事会の議長は、会長とする。</p> <p>第19条 監事は、この法人の業務および財産に関し次の各号に規定する職務を行なう。</p> <p>1) 法人の財産の状況を監査すること</p> <p>2) 理事の業務遂行の状況を監査すること</p> <p>3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること</p> <p>4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること</p> <p>(役員の仕事・欠員補充および解任)</p> <p>第22条 この法人の役員の仕事は2年とし、毎年その約半数を改選する。理事は重任できないものとする。</p> <p>2 補充または増員した役員の仕事は前任者または現任者の残任期間とする。</p>	<p>2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長とする。</p> <p>3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。</p> <p>4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。</p> <p>(理事の仕事及び権限)</p> <p>第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>4 会長、副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の仕事及び権限)</p> <p>第23条 監事は、理事の仕事の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第24条 理事の仕事は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了の時までとする。</p> <p>2 監事の仕事は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了の時までと</p>
--	---

<p>3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。</p> <p>4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合、または、特別の事情のある場合には、その任期中であっても理事現在数および社員現在数の各々その4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。</p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第24条 役員は、有給とすることができる。役員の報酬は、理事会の議決を経て、会長が定める。</p> <p>2 役員には費用を支弁することができる。</p> <p>3 前2項に関し、必要な事項は理事会の議決を経て、会長がこれを定める。</p>	<p>する。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員の報酬等)</p> <p>第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p> <p>(責任の免除)</p> <p>第27条 この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第28条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(権限)</p> <p>第29条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 会長、副会長の選定及び解職</p> <p>(招集)</p> <p>第30条 理事会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p>
---	---

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(職員)

第24条 会長が必要と認めるときは、理事会の承認を経て会務に従事する有給の職員をおくことができる。

## 第6章 資産及び会計

(資産)

第37条 この法人の資産は、次の通りとする。

(1) 設立当初の財産目録記載の財産

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

- (2) 入会金および会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(基本財産)

第38条 この法人の資産を分けて基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものを持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰入れすることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 寄附金品であって寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

第39条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期預金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するかして会長が保管する。

第40条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむをえない理由があるときは、理事現在数および社員現在数のおのおのその3分の2以上の議決を経て、かつ文部科学大臣の承認を受け、その一部に限り、これらの処分をすることができる。

第41条 この法人の事業遂行に要する経費は運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(事業計画・予算)

第42条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、会長が編成し、原則として毎事業年度開始前に、理事会および総会の議決を経て、文部科学大臣に届けなければならない。ただし、やむをえない事情により、事業年度開始前に届出できない場合は、事業年度開始3ヶ月以内に、理事会及び総会の議決を経、事業年度開始前に届出できなかった理由を添付して、文部科学大臣に届出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

<p>(暫定予算)</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、やむをえない事情により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。</p> <p>2 前項の収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(決算報告)</p> <p>第44条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および正味財産増減計算書ならびに会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の承認をうけて、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 この法人の収支予算に収支差額があるときは理事会の議決および総会の承認を受け、その一部または全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。</p> <p>第8章 補則</p> <p>(書類および帳簿の備付)</p> <p>第51条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、これにかわる他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときはこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 定款</li><li>2. 社員名簿</li><li>3. 役員およびその他職員の名簿および履歴書</li><li>4. 財産目録</li><li>5. 資産台帳および負債台帳</li><li>6. 収入支出に関する帳簿および証拠書類</li><li>7. 理事会および総会の議事に関する書類</li><li>8. 官公署往復書類</li><li>9. 収支予算書および事業計画書</li><li>10. 収支計算書および事業報告書</li><li>11. 貸借対照表</li><li>12. 正味財産増減計算書</li><li>13. その他必要な書類および帳簿</li></ol> <p>2. 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類および同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿および書類は10年以上、同項第8号および第13号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。</p> <p>3. 第1項第1号、第2号、第4号、および第9号から第12号までの書類ならびに役員名簿は一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 事業報告</li><li>(2) 事業報告の附属明細書</li><li>(3) 貸借対照表</li><li>(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）</li><li>(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書</li><li>(6) 財産目録</li></ol> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 監査報告</li><li>(2) 理事及び監事の名簿</li><li>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</li><li>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</li></ol>
---	---

<p>(長期借入金)</p> <p>第45条 この法人が借入しようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会および総会においておのおのその3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(新たな義務の負担等)</p> <p>第46条 第40条ただし書きおよび第45条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担をし、または権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第48条 この定款は理事現在数および社員現在数のおのおのその4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければ変更することはできない。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第50条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および社員現在数のおのおのその4分の3以上の議決を経て文部科学大臣の許可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p>	<p>(公益目的取得財産残額の算定)</p> <p>第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第8章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p> <p>(解散)</p> <p>第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> <p>(残余財産の帰属)</p>
--	---

<p>(細則) 第 52 条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p>第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</li><li>2 この法人の最初の会長は〇〇〇〇、副会長は〇〇〇〇、〇〇〇〇とする。</li><li>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</li></ol>
--	--